

第3章 ごみ処理の現状及び課題

第1節 ごみ処理・処分の体系

西部圏域における現在のごみ処理・処分の体系（ごみ処理フロー）は、資源ごみについて、構成市町村ごとの独自性により処理されているが、主に、可燃ごみ処理において大きく5つの体制により処理・処分が行われている。

可燃ごみ処理を主として、西部圏域の処理・処分体系を5つのフローとして取りまとめ、図表3-1-1（1）～（5）に示した。

1 可燃ごみ

西部圏域の可燃ごみは、5つの可燃ごみ処理施設で処理を行っている。

米子市クリーンセンターでは、米子市、境港市、日吉津村、大山町の一部から排出される可燃ごみ及び境港市リサイクルセンターから排出される可燃物の処理を行っている。なお、大山町では、大山町名和クリーンセンターにおいても一部の可燃ごみを処理している。

南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンターでは、南部町、伯耆町から排出される可燃ごみの処理を行っている。

日野町江府町日南町衛生施設組合クリーンセンターくぬぎの森では、日野町、江府町から排出される可燃ごみの処理を行っている。

日南町清掃センターでは、日南町の可燃ごみ処理を行っている。

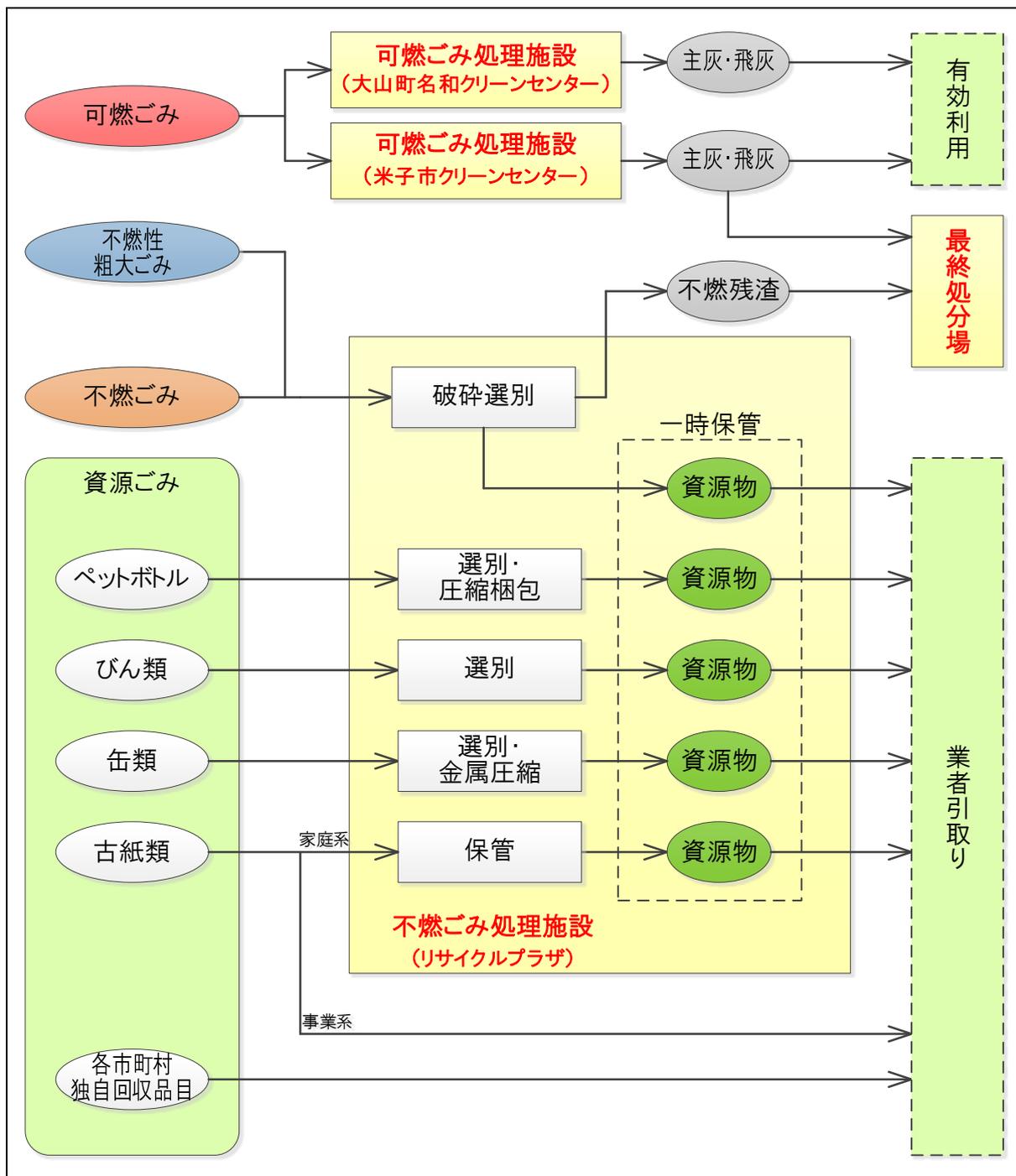
2 不燃ごみ、資源ごみ、不燃性粗大ごみ

西部圏域の不燃ごみ・不燃性粗大ごみ・資源ごみは、境港市が境港市リサイクルセンターでの単独処理、他の市町村は鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザにおいて広域処理を行っており、処理対象物が異なる。

なお、両不燃ごみ処理施設では可燃性粗大ごみの処理を行っていないため、各可燃ごみ処理施設において、処理可能な寸法を定め、住民による前処理（裁断等）を経て焼却している。また、可燃物と金属、プラスチック類等の複合粗大ごみは、分別が必要であるため、困難である場合は、住民が民間に直接処理を委託している。

各市町村が独自に資源物として回収している品目については、民間委託等の独自ルートで処理されている。

◆図表 3-1-1 (1) 米子市、日吉津村、大山町ごみ処理フロー図



〔米子市独自回収品目〕

白色発泡スチロール・トレー、再利用ビン、乾電池・蛍光管・水銀体温計、小型家電、事業系食品残渣

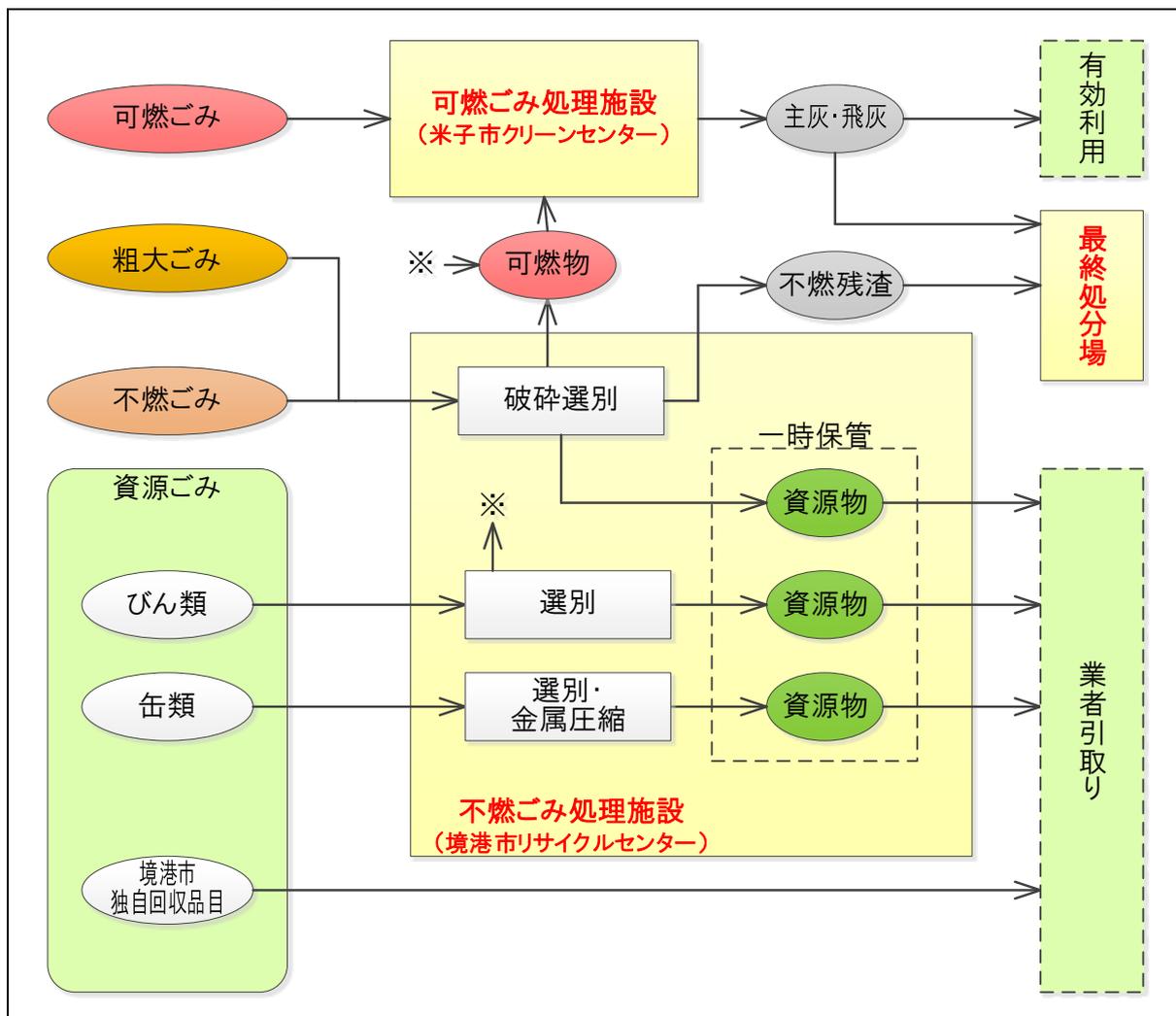
〔日吉津村独自回収品目〕

布・プラスチック類、発泡スチロール、ビデオテープ・カセットテープ、ペットボトルキャップ、再利用ビン、乾電池・蛍光管・水銀体温計、小型家電、事業系食品残渣

〔大山町独自回収品目〕

発泡スチロール、乾電池・蛍光管・水銀体温計、廃食用油、小型家電、事業系食品残渣

◆図表 3-1-1 (2) 境港市ごみ処理フロー図

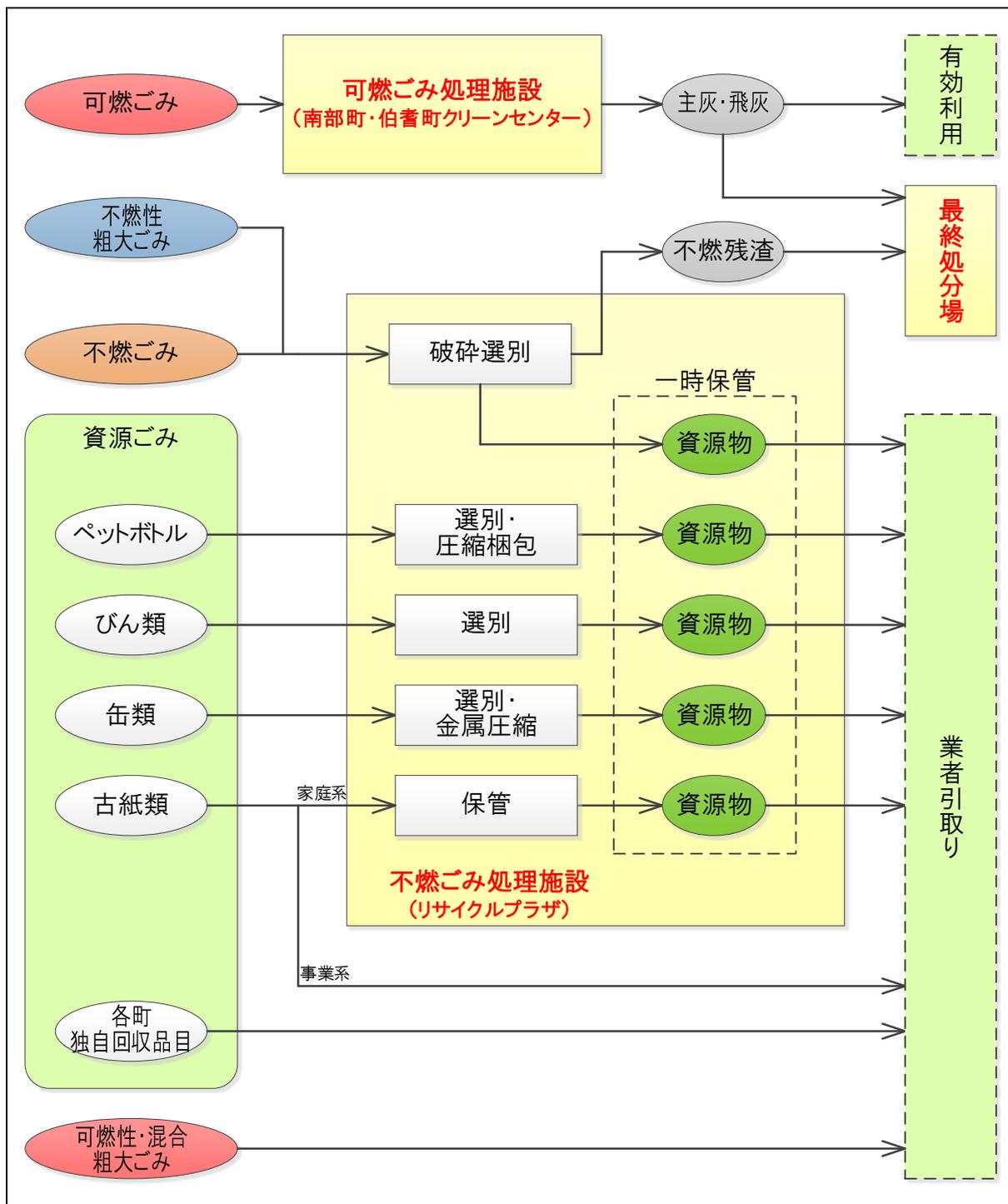


※ 図表中「※」は、不燃ごみ処理施設からの可燃物を示す。

[境港市独自回収品目]

古紙類、ペットボトル・トレイ、軟質プラスチック類、衣類・布類、草木類、紙おむつ、有害ごみ、小型家電、事業系食品残渣

◆図表 3-1-1 (3) 南部町、伯耆町ごみ処理フロー図



※ 図表中「可燃性・混合粗大ごみ」は伯耆町でのみ実施

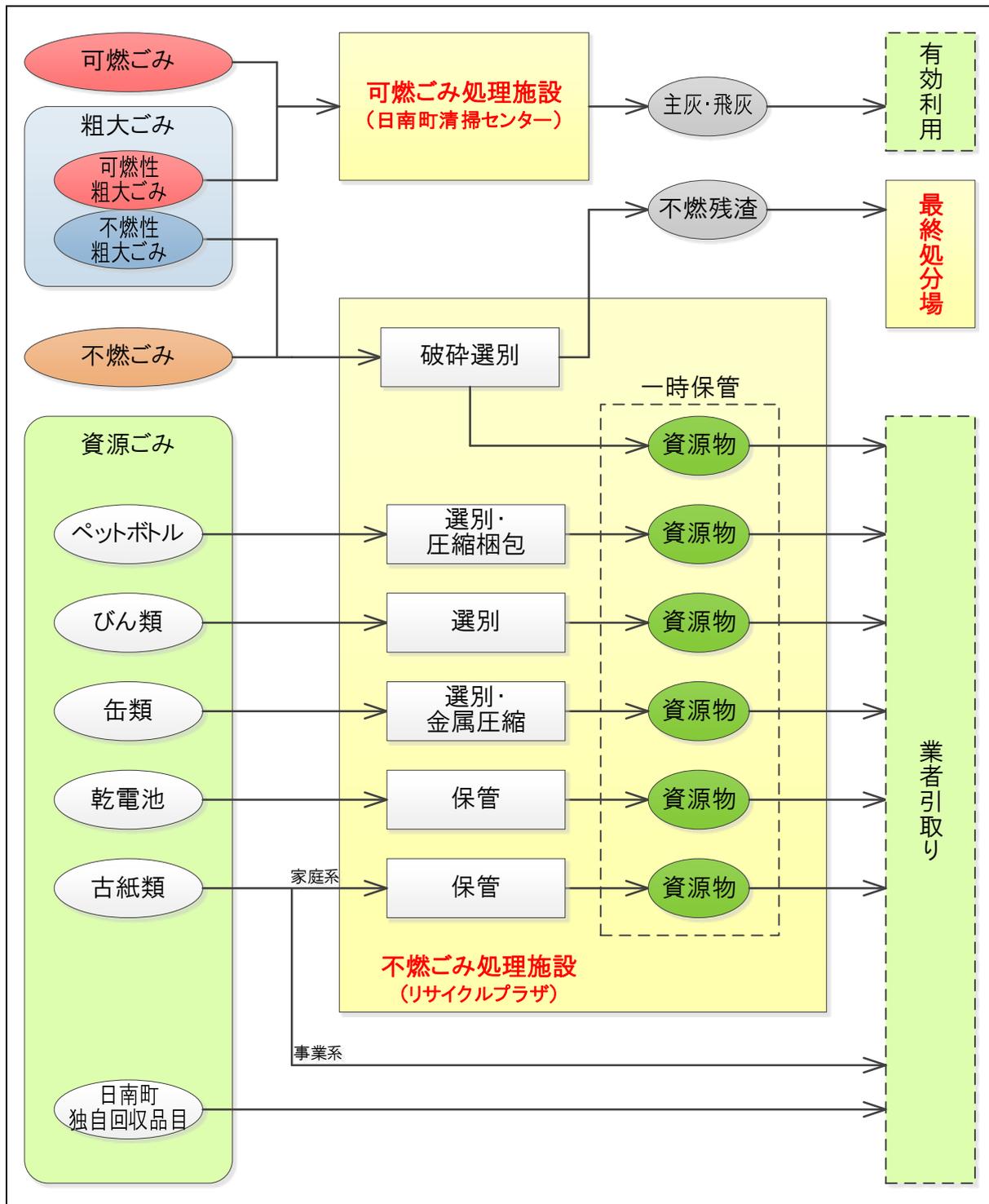
〔南部町独自回収品目〕

発泡スチロール・軟質プラスチック、乾電池・蛍光管・水銀体温計、事業系食品残渣、布類（令和2（2020）年度より分別収集開始）

〔伯耆町独自回収品目〕

発泡スチロール・軟質プラスチック、布類、使用済み紙おむつ、ペットボトルのふた、乾電池・蛍光管・水銀体温計、生ごみ

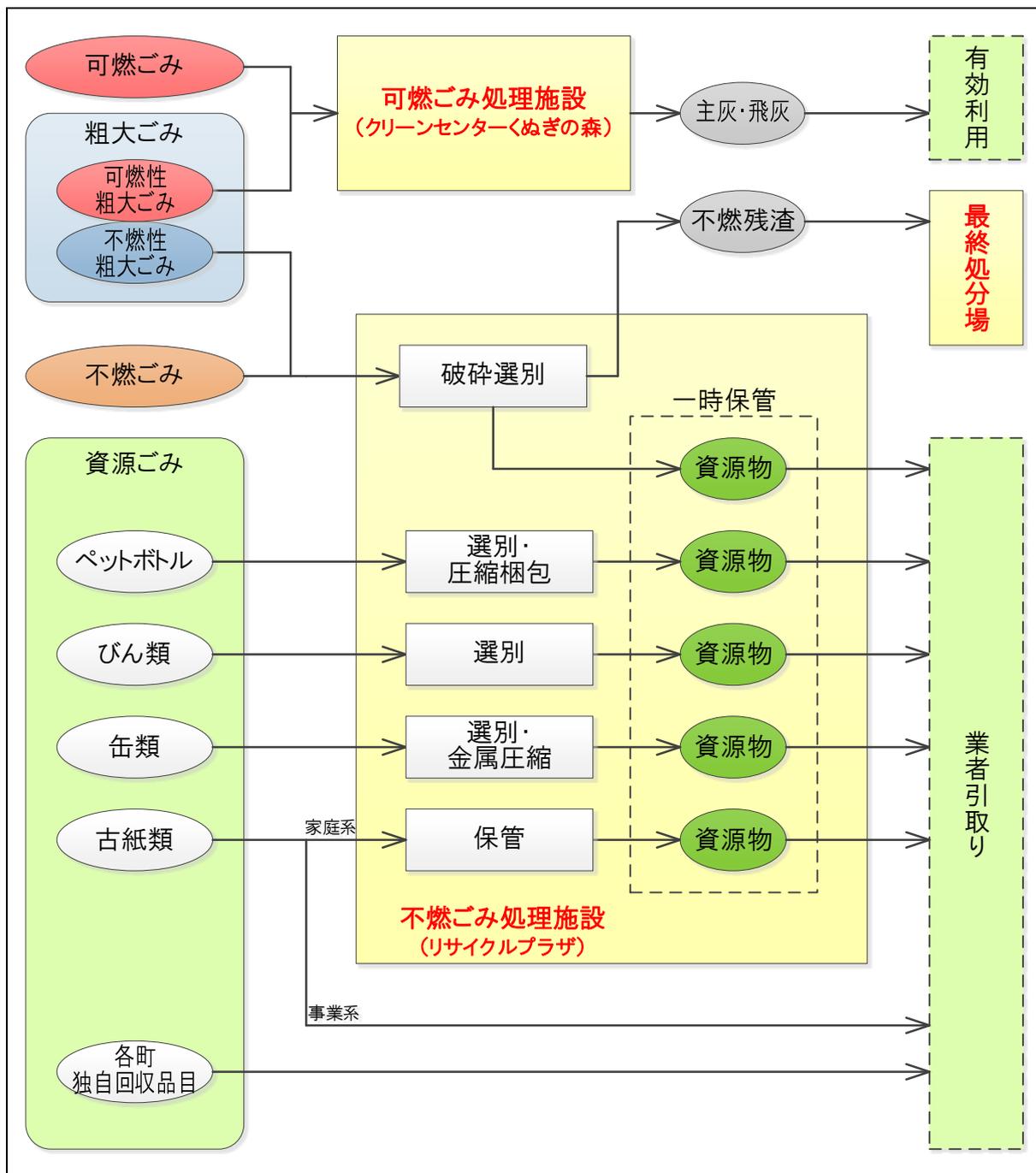
◆図表 3-1-1 (4) 日南町ごみ処理フロー図



〔日南町独自回収品目〕

発泡スチロール・軟質プラスチック、乾電池・蛍光管・水銀体温計、布類、金属類、小型家電、事業系食品残渣

◆図表 3-1-1 (5) 日野町、江府町ごみ処理フロー図



〔日野町独自回収品目〕

発泡スチロール・軟質プラスチック、乾電池・蛍光管・水銀体温計、布類、廃食油、生ごみ

〔江府町独自回収品目〕

発泡スチロール・軟質プラスチック、乾電池・蛍光管・水銀体温計、布類、ビデオテープ・カセットテープ

第2節 ごみ排出量の現状

1 分別状況

西部圏域のごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの4分類に大別されるが、各市町村で、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみとしているものに違いが見られる。

中でも、構成市町村間の扱いが大きく異なる布類、プラスチック類の分別については、図表3-2-1に示すとおりである。

布類については、米子市、境港市、大山町、南部町で可燃ごみとし、日吉津村、伯耆町、日南町、日野町、江府町では資源ごみとしている。

プラスチック類は、日吉津村において、資源ごみとしている。他の市町では、軟質プラスチック類、硬質プラスチック類に分けられ、米子市、大山町において、軟質プラスチック類（発泡スチロール・トレーは資源ごみ）を可燃ごみ、硬質プラスチック類を不燃ごみとしている。境港市、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町では、軟質プラスチック類を資源ごみ、硬質プラスチック類を不燃ごみとしている。

◆図表 3-2-1 西部圏域の分別状況の違い（平成30年度実績）

		米子市	境港市	日吉津村	大山町	南部町	伯耆町	日南町	日野町	江府町
分別数		13	13	12	14	15	12	25	16	16
ペットボトル	ボトル	資源	資源	資源	資源	資源	資源	資源	資源	資源
	ラベル(軟質プラ)	可燃			可燃					
	キャップ(硬質プラ)	不燃	不燃	不燃	不燃			不燃	不燃	
軟質プラスチック類		可燃	資源	資源	可燃	資源	資源	資源	資源	資源
発泡スチロール・トレー (白色のみ)		資源			資源					
硬質プラスチック類		不燃	不燃	資源	不燃	不燃	不燃	不燃	不燃	不燃
シュレッダーの紙ごみ・水に溶けない加工紙		可燃	可燃	資源	可燃	資源	可燃	可燃	可燃	可燃
布類		可燃	可燃	資源	可燃	可燃	資源	資源	資源	資源
ビデオ・カセットテープ		不燃	不燃	資源	不燃	不燃	不燃	資源	不燃	資源
テープ部		可燃			可燃				可燃	
廃食油		可燃	資源	可燃	可燃	可燃	可燃	資源	資源	可燃

※ 境港市の布類は、可燃ごみの分別区分であるが、直接搬入あるいは、拠点回収される古着、布団、絨毯等は資源化されている。

※ 南部町の布類は、令和2（2020）年度より「資源」ごみで分別処理されている。

2 排出量の実績

(1) 総排出量

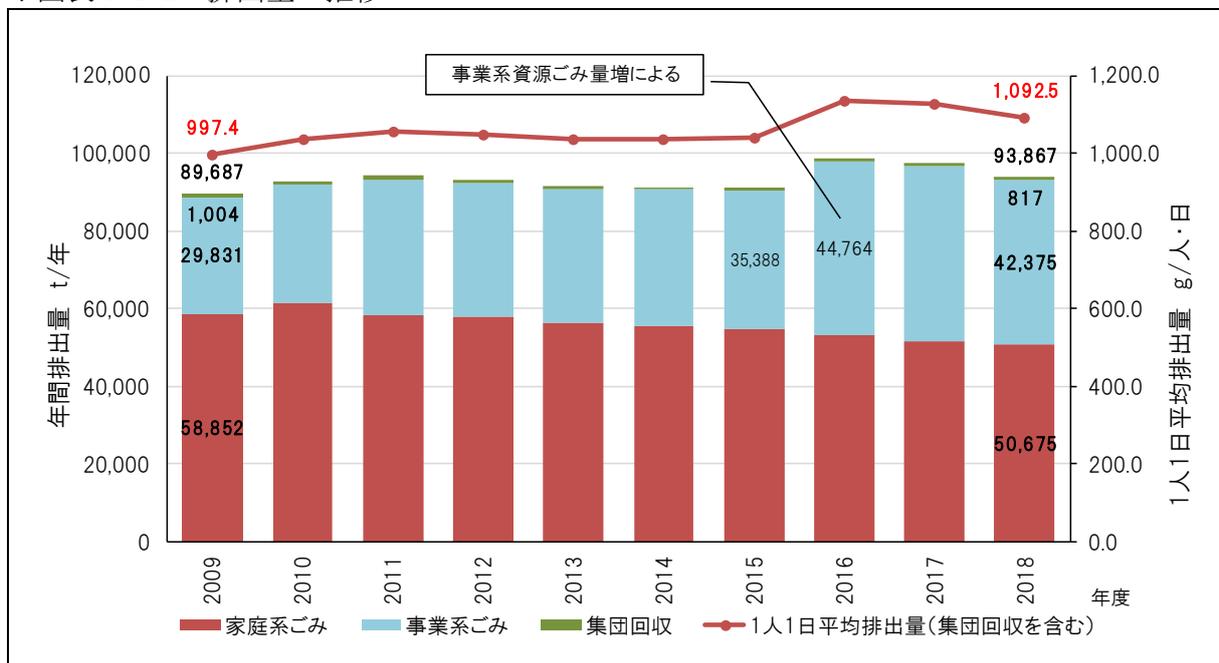
① 西部圏域

西部圏域のごみ排出量は平成 30(2018)年度 93,867 トン、1 人 1 日平均排出量は 1,092.5 グラム(集団回収量を含む。)であり、約 55%が家庭系ごみ(集団回収量を含む)である。

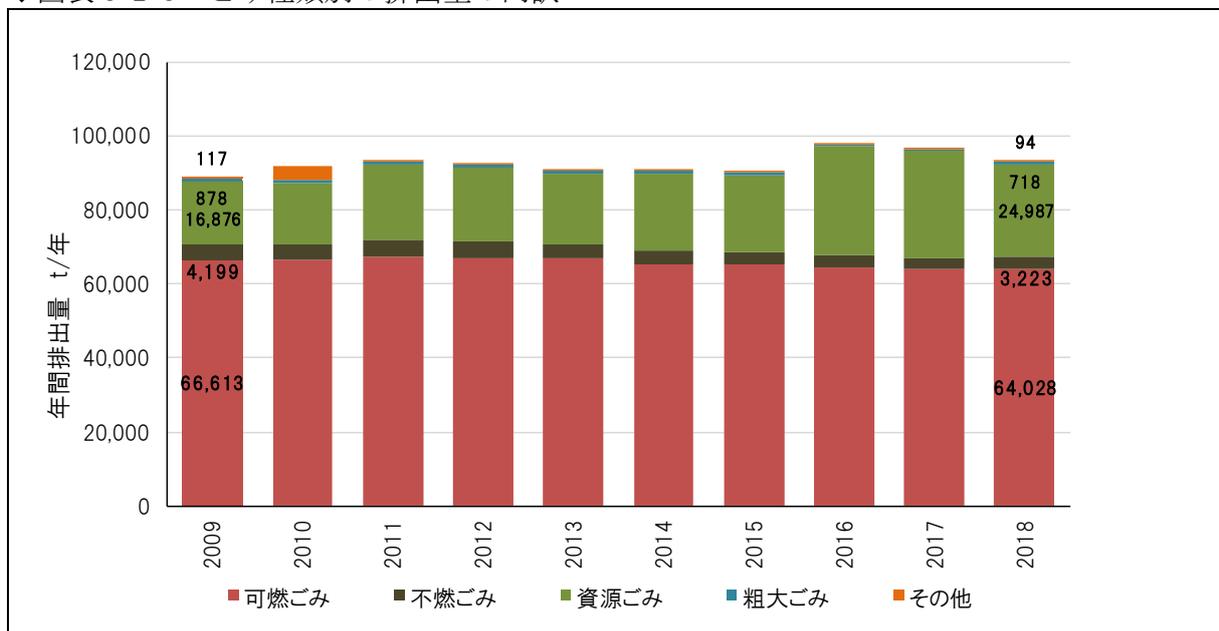
なお、平成 28(2016)年度において約 9,000 トン程度増加しているが、これは、事業系資源ごみ排出量の増加によるものである。

ごみ種類別内訳を平成 30(2018)年度ごみ排出量で見ると、約 68%の 64,028 トンが可燃ごみ、約 27%の 24,987 トンが資源ごみである。

◆図表 3-2-2 排出量の推移



◆図表 3-2-3 ごみ種類別の排出量の内訳

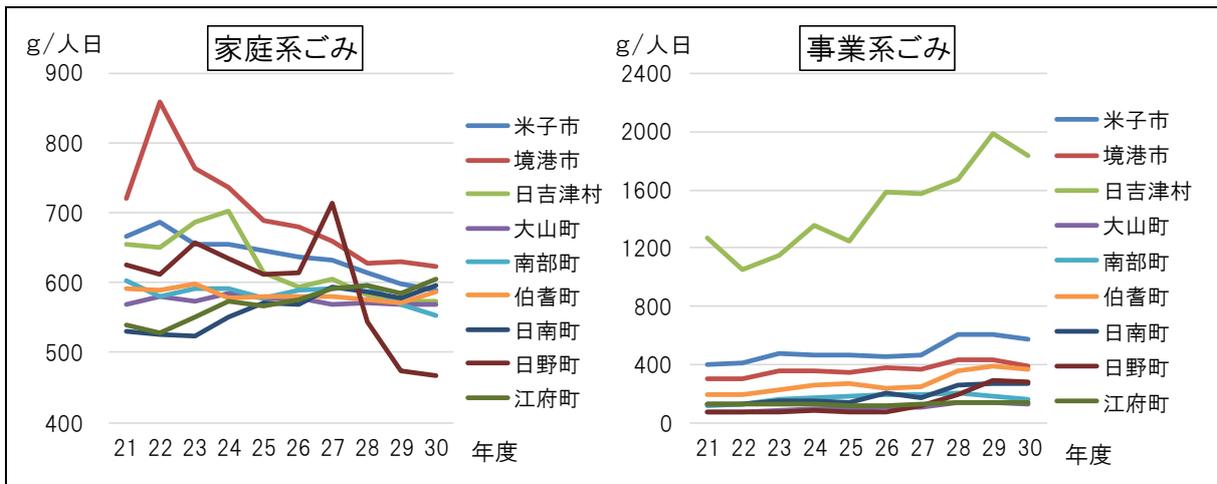


② 市町村別

家庭系ごみは、米子市、境港市、日吉津村、南部町、日野町で減少傾向、大山町、伯耆町は概ね横ばい、日南町、江府町で増加傾向となっている。平成 21(2009)年度と平成 30(2018)年度を比較すると、1人1日平均排出量の多かった都市部では減少し、排出量の少なかった農村部では増加する傾向となっており、1人1日平均排出量の差は縮まる傾向にあることから、都市部と農村部の生活スタイルが近づきつつあるものと考えられる。

事業系ごみは、各市町村ともに増加傾向であったが、平成 28(2016)年度あるいは平成 29(2017)年度をピークに減少に転じている。

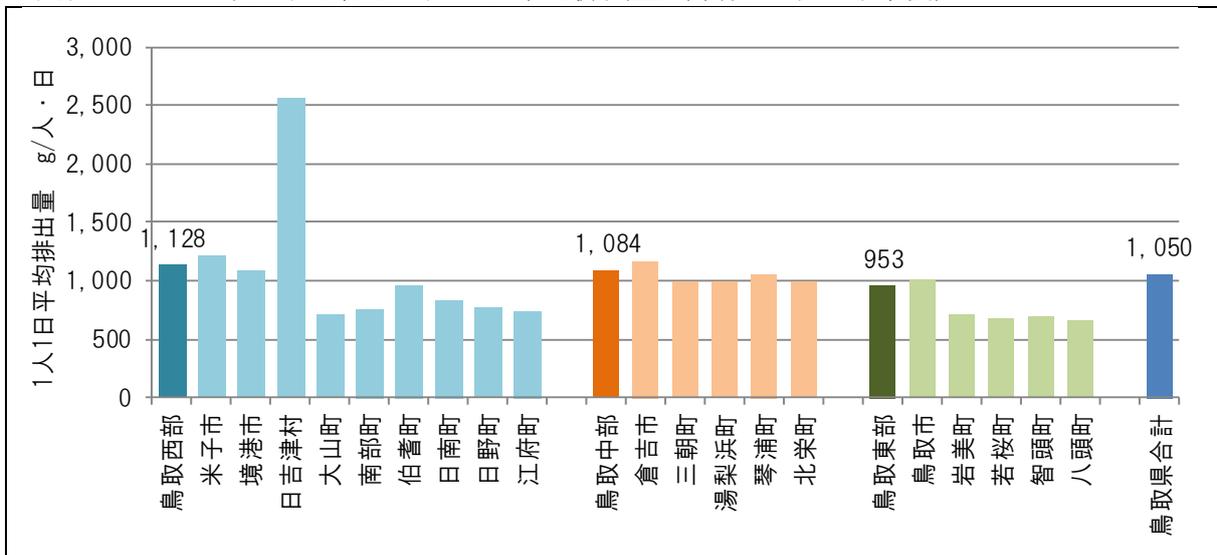
◆図表 3-2-4 市町村別排出量の推移



③ 県内他市町村との比較

西部圏域の平成 29(2017)年度 1人1日平均排出量は、鳥取県内の他圏域に比べ多い値となっている。特に、日吉津村が突出して多く、米子市は鳥取県平均より若干上回る程度、境港市は鳥取県平均程度、他 6 町は鳥取県平均を下回る排出量となっている。

◆図表 3-2-5 県内市町村別 1人1日平均排出量 (平成 29(2017)年度)



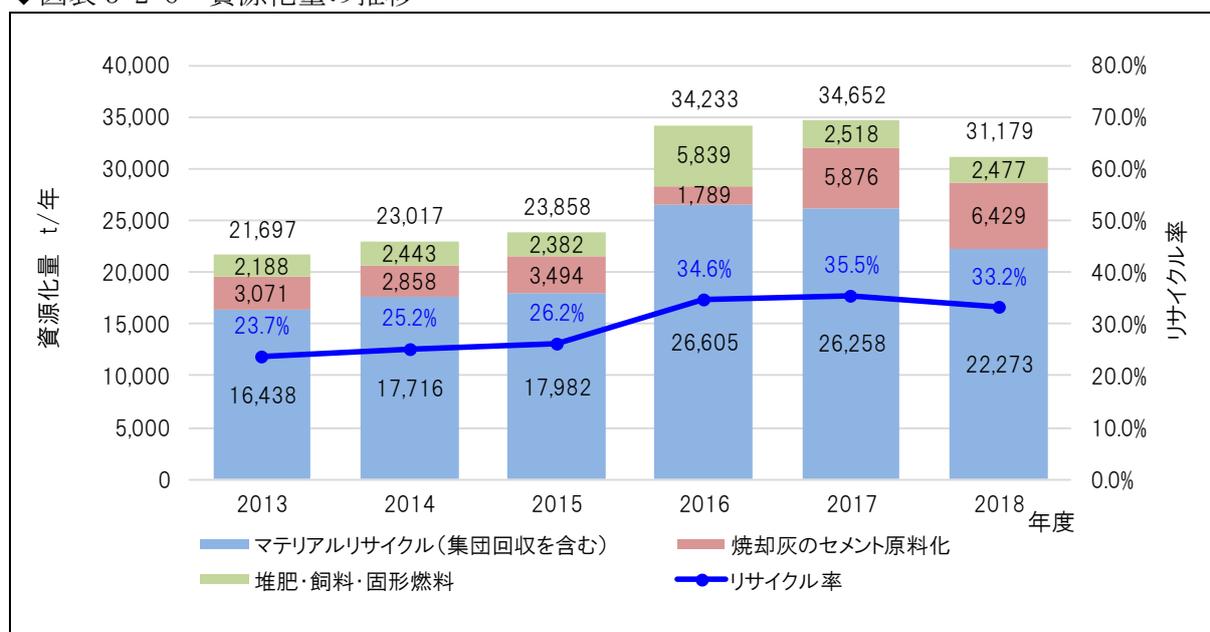
(資料:「一般廃棄物処理事業実態調査票」環境省)

(2) 資源化量

① 西部圏域

西部圏域の資源化量は、平成 30(2018)年度 31,179 トン、リサイクル率は 33.2 パーセントとなっている。事業系資源ごみ排出量の増加により平成 28(2016)年度以降 30 パーセントを越えている。

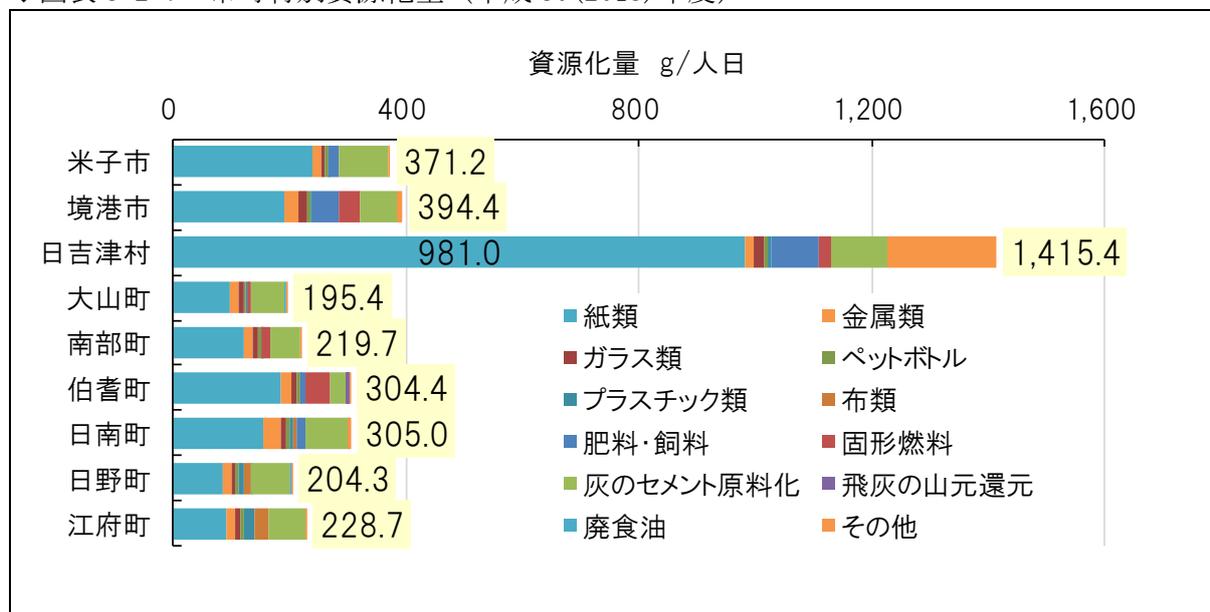
◆図表 3-2-6 資源化量の推移



② 市町村別

平成 30(2018)年度の 1 人 1 日平均資源化量は、日吉津村が突出して多く 1,415.4 グラムとなっている。中でも、紙類が 981 グラム資源化されているが、これは主に事業所が収集した古紙(家庭系・事業系含む。)である。

◆図表 3-2-7 市町村別資源化量 (平成 30(2018)年度)

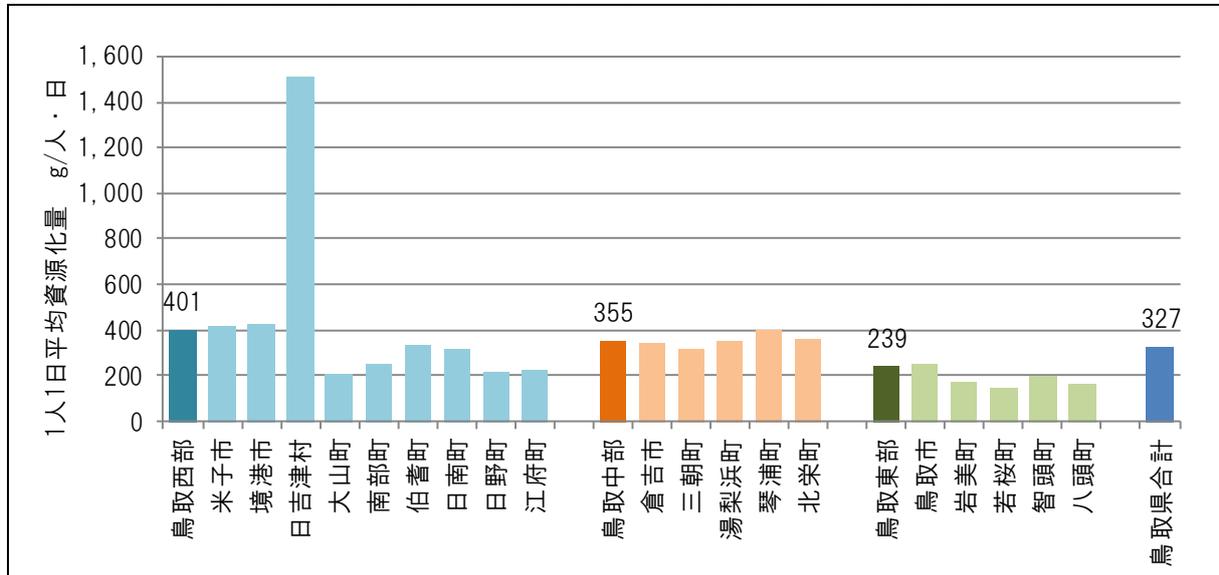


③ 県内各市町村との比較

西部圏域の平成 29(2017)年度 1 人 1 日平均資源化量は、鳥取県平均を上回っている。

日吉津村の資源化量が目を引くが、人口規模が小さいため、圏域全体への影響は小さく、米子市において鳥取県平均を上回る資源化が行われていることが主な要因である。

◆ 図表 3-2-8 県内各市町村別 1 人 1 日平均資源化量 (平成 29(2017)年度)



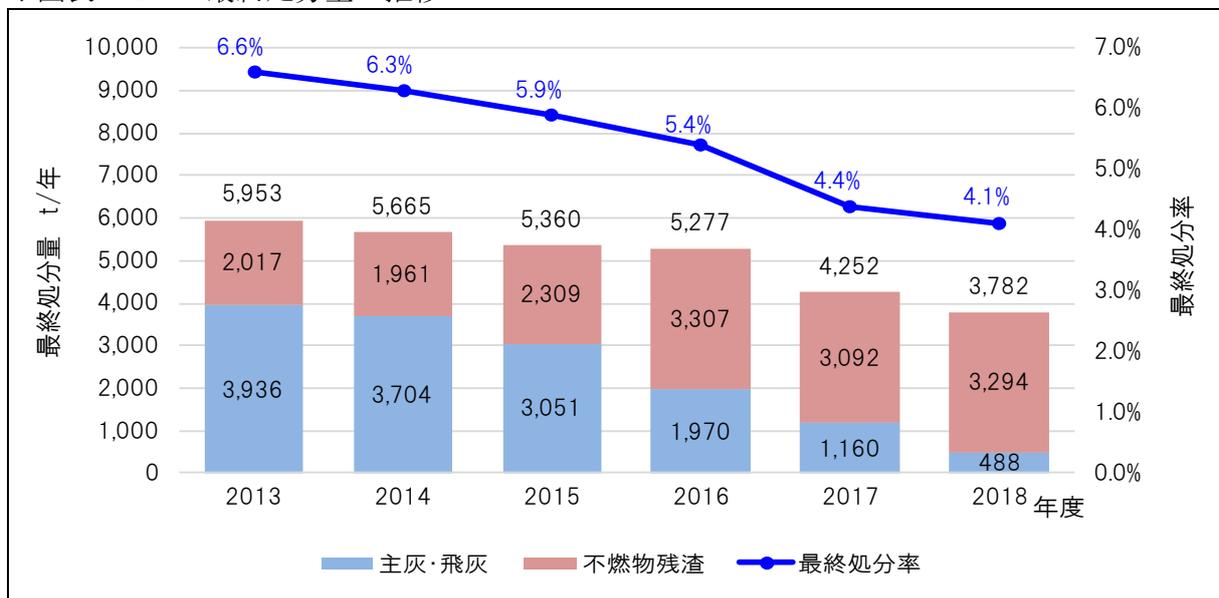
(資料:「一般廃棄物処理事業実態調査票」環境省)

(3) 最終処分量

① 西部圏域

西部圏域の最終処分量は、平成 30(2018)年度 3,782 トン、最終処分率は 4.1 パーセントとなっている。これは、埋立地の延命化策として、主灰・飛灰⁶をセメント原料化等として有効利用を図り、最終処分する残渣量を削減しているためである。

◆ 図表 3-2-9 最終処分量の推移

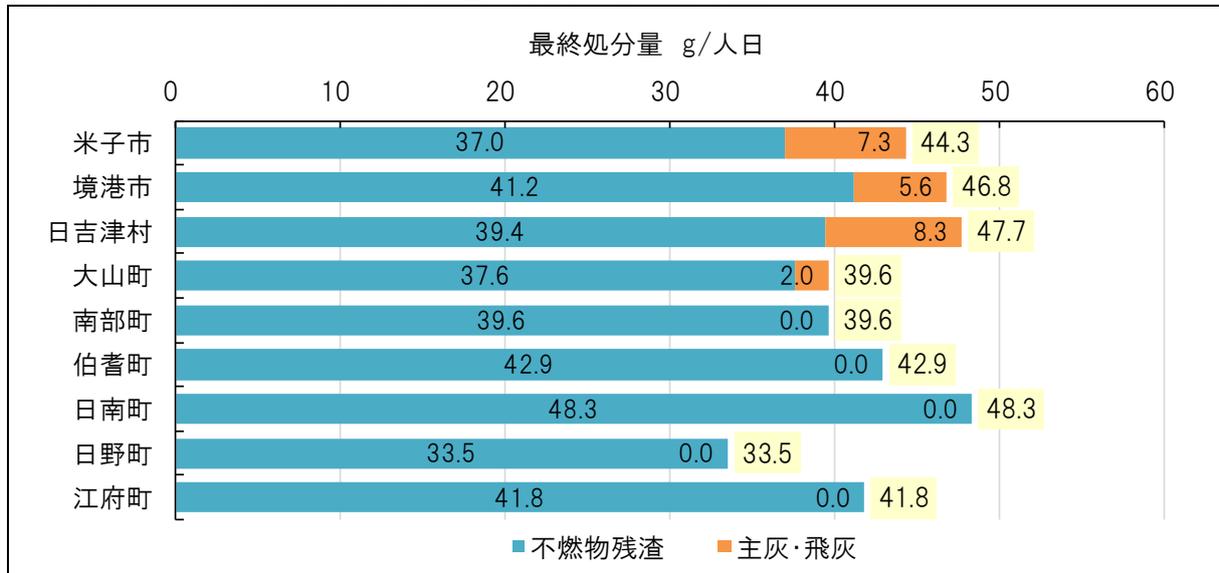


② 市町村別

平成 30(2018)年度の 1 人 1 日平均最終処分量は、日野町が 33.5 グラムで最も少なく、日南町が 48.3 グラムで最も多くなっている。

なお、米子市クリーンセンターの主灰（飛灰は除く。）及び同施設以外の焼却施設から排出される主灰・飛灰⁶は 100%資源化されており、最終処分量は 0 である。

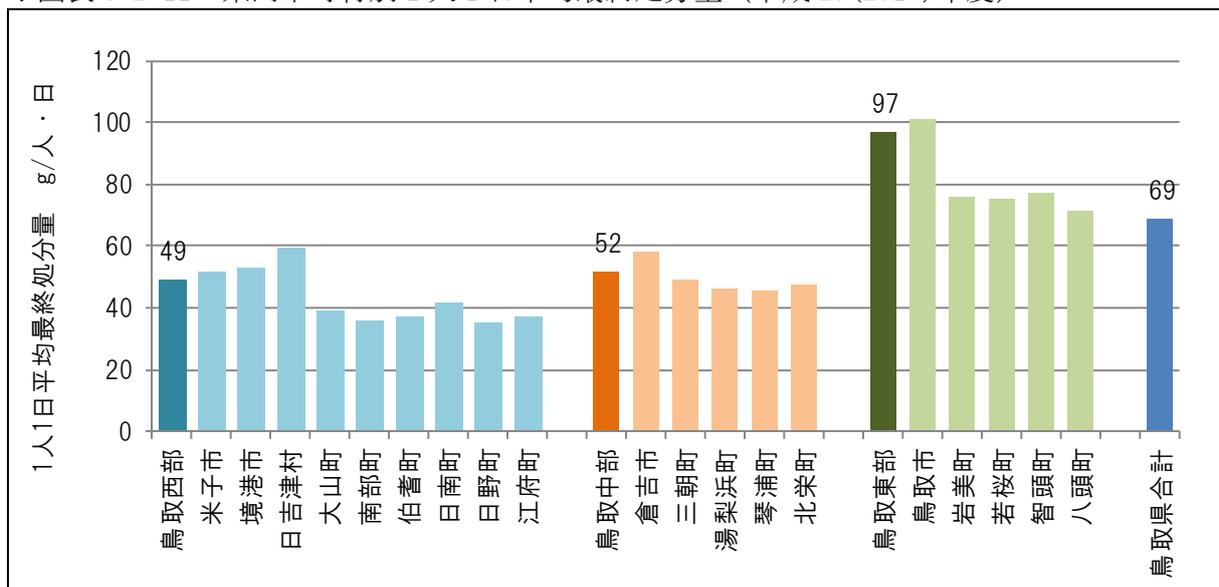
◆図表 3-2-10 市町村別最終処分量（平成 30(2018)年度）



③ 県内他市町村との比較

西部圏域の平成 29(2017)年度 1 人 1 日平均最終処分量は、最終処分場の延命化対策として主灰・飛灰⁶の多くが資源化されていることから、鳥取県平均を下回っている。

◆図表 3-2-11 県内市町村別 1 人 1 日平均最終処分量（平成 29(2017)年度）



(資料：「一般廃棄物処理事業実態調査票」環境省)

第3節 収集・運搬の現状

1 収集運搬体制

家庭系ごみは、原則、直営あるいは委託による収集を行っている。一方、事業系ごみは、許可業者による収集としている。

なお、上記の他、家庭系ごみでは一時的に排出されるごみ等、事業系ごみでは小規模事業所等から排出されるごみ等が、自らにより搬入（直接搬入）が行われている。

◆図表 3-3-1 収集運搬体制

市町村	家庭系ごみ	事業系ごみ
米子市	直営・委託	許可
境港市	直営・委託	許可
日吉津村	委託	許可
大山町	委託	許可
南部町	委託	許可
伯耆町	委託	許可
日南町	委託	許可
日野町	委託	許可
江府町	委託	許可

2 機材

西部圏域の市町村の収集運搬機材は、図表 3-3-2 のとおりである。

家庭系ごみの収集を行う直営及び委託車両 1 台あたりの人口は、米子市が最も多く 1,960 人、大山町が最も少なく 553 人である。

◆図表 3-3-2 収集運搬機材（平成 29(2017)年度）

市町村	直営		委託		収集車 1 台あたりの人口	許可	
	収集車	積載量	収集車	積載量		収集車	積載量
米子市	5 台	8t	71 台	138t	1,960 人/台	126 台	322t
境港市	10 台	17t	11 台	22t	1,644 人/台	108 台	288t
日吉津村	0 台	0t	3 台	5t	1,181 人/台	77 台	225t
大山町	0 台	0t	30 台	84t	553 人/台	95 台	295t
南部町	0 台	0t	7 台	14t	1,584 人/台	119 台	210t
伯耆町	0 台	0t	18 台	32t	618 人/台	111 台	151t
日南町	0 台	0t	5 台	13t	960 人/台	7 台	19t
日野町	0 台	0t	2 台	4t	1,605 人/台	6 台	19t
江府町	0 台	0t	4 台	6t	762 人/台	38 台	174t

（資料：「一般廃棄物処理実態調査票」環境省。伯耆町は個別に確認した。）

3 収集頻度

西部圏域の市町村の収集頻度は、図表 3-3-3 のとおりである。

可燃ごみについては、西部圏域全体で週 2 回の収集が行われている。不燃ごみについては、一番収集頻度の多い日吉津村で週 1 回、続いて、米子市、大山町で 2 週に 1 回、残る 1 市 5 町で月 1 回の収集が行われている。

資源ごみについては、収集頻度の多い軟質プラスチックで週 1 回～月 1 回、缶・ビン、ペットボトル、古紙類で月 2 回あるいは 2 週に 1 回～月 1 回の収集が行われている。

なお、境港市のペットボトル、日吉津村の缶・ビン、ペットボトル、古紙類については拠点回収の対象品目であり、定期収集は行っていない。

◆図表 3-3-3 収集運搬頻度

市町村	可燃	不燃	資源			
			缶・ビン	ペット	古紙	軟プラ
米子市	2 回/週	1 回/2 週	1 回/2 週	1 回/2 週	1 回/2 週	—
境港市	2 回/週	1 回/月	2 回/月	拠点回収	1 回/月	1 回/週
日吉津村	2 回/週	1 回/週	拠点回収	拠点回収	拠点回収	1 回/週
大山町	2 回/週	1 回/2 週	1 回/月	1 回/月	1 回/2 週	—
南部町	2 回/週	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月
伯耆町	2 回/週	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	2 回/月
日南町	2 回/週	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月
日野町	2 回/週	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	2 回/月
江府町	2 回/週	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	2 回/月

4 有料化の状況

西部圏域の市町村の有料化（指定ごみ袋料金）状況は、次頁の図表 3-3-4 のとおりである。

全ての市町村において有料化が実施されており、可燃ごみは袋 1 枚当たり 30 円～63 円、不燃ごみは境港市及び南部町は無料、その他の市町村は 1 枚当たり 25 円～63 円、その他粗大ごみや資源ごみ等の有料化を行っている市町村もある（各市町村で最も大きな袋 1 枚当たりの単価で比較した。）。

◆図表 3-3-4 収集手数料

市町村	指定袋	収集手数料(指定ごみ袋)
米子市	あり	○家庭系可燃・不燃 1 枚当たり 40ℓ:63 円、30ℓ:47 円、20ℓ:31 円、10ℓ:16 円、収集シール 63 円
境港市	あり	○家庭系可燃 1 枚当たり 40ℓ:41 円、30ℓ:31 円、20ℓ:20 円、10ℓ:10 円、収集券:41 円 ○家庭系軟プラ 1 枚当たり 50ℓ:20 円、20ℓ:10 円 ○事業系可燃 1 枚当たり 40ℓ:62 円、収集券:62 円
日吉津村	あり	○家庭系可燃 1 枚当たり 大:50 円、小:30 円、手提げ:20 円 ○家庭系不燃 1 枚当たり 30 円 ○家庭系資源 1 枚当たり 20 円
大山町	あり	○家庭系可燃 大 10 枚:420 円、中 15 枚:420 円、小 20 枚:420 円 ○家庭系分別ごみ 大 10 枚:420 円、小 20 枚:420 円 ○家庭系不燃粗大 5 枚:210 円 ○事業系可燃 大 10 枚:1,045 円 ○事業系分別ごみ 大 10 枚:525 円 ○事業系不燃粗大 4 枚:210 円
南部町	あり	○家庭系可燃 1 枚当たり 45ℓ:30 円、30ℓ:25 円、20ℓ:20 円
伯耆町	あり	○家庭系可燃 1 枚当たり 45ℓ:30 円、30ℓ:25 円、20ℓ:20 円 ○家庭系不燃 1 枚当たり 35ℓ:25 円 ○家庭系布類 1 枚当たり 45ℓ:20 円
日南町	あり	○家庭系可燃・不燃 1 枚当たり 大:45 円、小 25 円 ○家庭系資源 1 枚当たり 大 45 円、小 25 円 ○家庭系粗大不燃シール 1 枚 200 円
日野町	あり	○家庭系可燃 10 枚:500 円、小 10 枚:400 円 ○共通処理用 10 枚:500 円 ○小物処理用シール 10 枚:500 円 ○粗大処理用シール 1 枚:200 円 ○古紙処理用シール 10 枚:500 円 ○廃乾電池回収袋 1 枚:50 円
江府町	あり	○家庭系可燃 大 10 枚:300 円、小 10 枚:200 円、処理券 5 枚:150 円 ○家庭系不燃 10 枚:300 円、処理券 5 枚:150 円 ○家庭系粗大 処理券 5 枚:500 円

※ 令和元(2019)年 12 月時点

(出典:各市町村ホームページ)

第4節 中間処理の現状

1 中間処理施設の概要

西部圏域管内で最も新しい米子市クリーンセンターにおいては、施設の延命化を図るため、平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度までの間、基幹的設備改良工事が行われた。また、最も古い日南町清掃センターについては、平成 13(2001)年度の排ガス高度処理等施設整備工事を実施され、その後も適切に管理が行われているものの、施設の老朽化が顕著である。

可燃ごみ処理施設については、広域処理施設が完成するまでの間、暫定措置として必要に応じた長寿命化を実施し、令和 13(2031)年度までの使用を予定している。

不燃ごみ処理施設についても同様に、必要に応じた長寿命化を実施し、広域処理施設が完成するまでの使用を予定している。

(1) 可燃ごみ処理施設

施設名	米子市クリーンセンター
設置主体	米子市
所在地	米子市河崎 3280-1
処理方式	全連続式
施設規模	270t/日
供用開始年月	平成 14(2002)年 4 月
対象地域	米子市 (委託処理自治体)境港市、日吉津村、大山町

施設名	大山町名和クリーンセンター
設置主体	大山町
所在地	西伯郡大山町高田 2651-4
処理方式	間欠式
施設規模	8t/日
供用開始年月	平成 8(1996)年 4 月
対象地域	大山町

施設名	日南町清掃センター
設置主体	日南町
所在地	日野郡日南町下石見 1971
処理方式	間欠式
施設規模	10t/日
供用開始年月	平成 2(1990)年 4 月
対象地域	日南町

施設名	日野町江府町日南町衛生施設組合クリーンセンターくぬぎの森
設置主体	日野町江府町日南町衛生施設組合
所在地	日野郡日野町黒坂 183-1
処理方式	間欠式
施設規模	10t/日
供用開始年月	平成 10(1998)年 4 月
対象地域	日野町、江府町

施設名	南部町・伯耆町清掃施設管理組合クリーンセンター
設置主体	南部町・伯耆町清掃施設管理組合
所在地	西伯郡南部町大字法勝寺 22-1
処理方式	間欠式
施設規模	24t/日
供用開始年月	平成 7(1995)年 4 月
対象地域	南部町、伯耆町

(2) 不燃ごみ処理施設

施設名	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ
設置主体	鳥取県西部広域行政管理組合
所在地	西伯郡伯耆町口別所 630
処理方式	選別、圧縮・梱包、その他
施設規模	49t/日
供用開始年月	平成 9(1997)年 4 月
対象地域	米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

施設名	境港市リサイクルセンター
設置主体	境港市
所在地	境港市夕日ヶ丘 2 丁目 119-6
処理方式	選別、圧縮・梱包
施設規模	17t/日
供用開始年月	平成 7(1995)年 4 月
対象地域	境港市

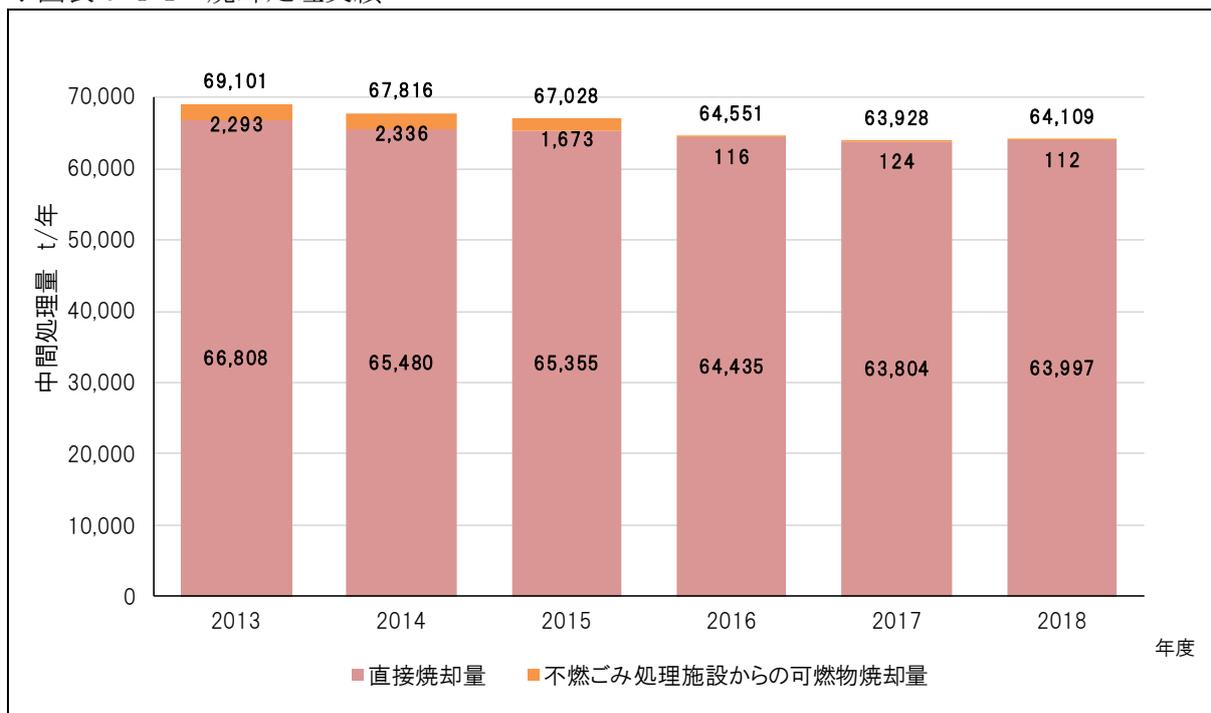
2 中間処理実績

総排出量から集団回収量と直接資源化量を除いた中間処理量は減少傾向にあり、平成30(2018)年度焼却量は64,109トン、焼却以外の中間処理量は14,048トンとなっている。

直接焼却量は、可燃ごみ排出量の減少により減少傾向にある。

焼却以外の中間処理は、不燃ごみ処理施設（行政設置）での処理量、民間施設での処理量とも減少傾向にある。

◆図表 3-4-1 焼却処理実績



◆図表 3-4-2 焼却以外の中間処理実績



第5節 最終処分現状

1 最終処分場の概要（民間施設）

最終処分場は、民間業者の所有する施設において委託処理を行っているが、埋立容量に限りがあることから、西部圏域では、資源の有効利用や最終処分場の延命化対策として、主灰・飛灰⁶のリサイクルに積極的に取り組んでいる。

平成30(2018)年度末現在の残余容量は96,808立方メートルとなっており、施設規模の2割程度である。

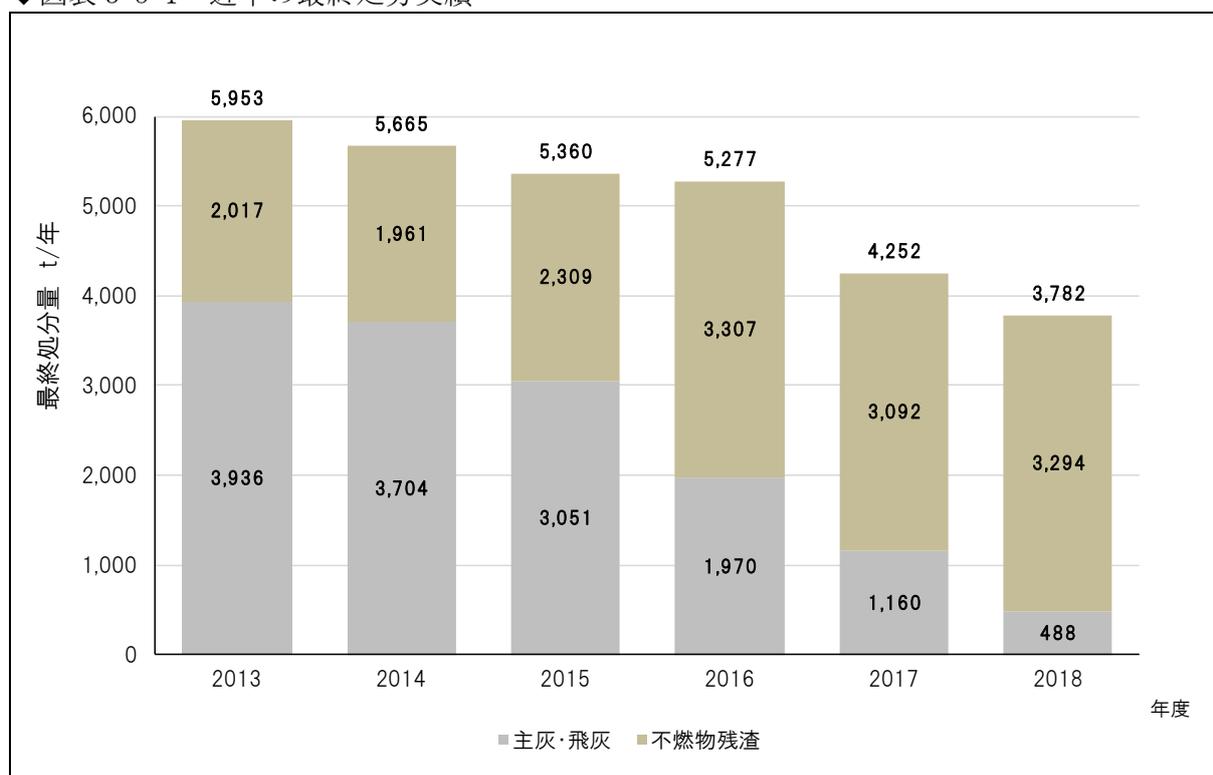
施設名	環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場
設置主体	環境プラント工業(株)
所在地	米子市淀江町大字小波字林ノ奥 441
処理方式	管理型
施設規模	489,657m ³
供用開始年月	平成5(1993)年9月
対象地域	—

2 最終処分実績

平成30(2018)年度の最終処分量は3,782トンである。

不燃物残渣量は増加傾向にあるものの、主灰・飛灰⁶をセメント原料化等に有効活用することにより、最終処分量を大幅に削減している。

◆図表 3-5-1 近年の最終処分実績



第6節 広域化に向けた課題の提起

本章第1節から第5節までの現状を踏まえると、西部圏域での広域化及び施設の集約化を推進するためには、以下の課題について、構成市町村及び鳥取県西部広域行政管理組合において共通認識を持つとともに、具体的な検討を行う必要がある。

(1) ごみの排出に関する課題

現状での構成市町村のごみ排出量レベルには差が見られることから、広域処理において必要となる統一感のあるごみ排出抑制目標値等を設定する必要がある。

また、分別区分についても違いがあり、プラスチック類や布類等可燃ごみとして取り扱う品目や、資源化を行う品目等広域処理の対象品目について、各市町村の実情を踏まえた検討が必要である。

(2) ごみの収集運搬に関する課題

収集運搬については、運搬距離の遠方化により収集運搬に要する時間が長くなることから、簡易な中継方式の検討や、直送方式の強化（人員、車両の増強）が必要となる。

直送方式の場合、遠方自治体では個別に住民や事業者の直接持込対応が必要となる場合があるため、直接持込用の排出ステーションの設置や事業者も含めたステーション収集対応等の検討が必要となる。

また、各市町村においては、適切な収集頻度や収集運搬手数料の検討が必要となる。

(3) ごみ処理に関する課題

広域化による可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、最終処分場の施設規模を設定するため、処理対象物、最終処分対象物を設定する必要がある。

また、施設の集約化にあたっては、経済性、環境保全性等を十分考慮し、具体的な処理方式や必要な設備等の調査・検討も不可欠である。

(4) 既存ストックに関する課題

広域処理施設の建設にあたり、不要となる施設の処分又は利活用策の検討、既存施設の廃止に伴う人材の活用方法等について検討する必要がある。